

アフィリエイトプログラム利用規約（アフィリエイト様用）

本利用規約（以下「本規約」といいます）には、株式会社 ZENB AGENCY（以下「当社」といいます）が提供するアフィリエイトプログラム（以下「本プログラム」といいます）の提供条件および当社とアフィリエイトの皆様との間の権利義務関係が定められています。本プログラムの利用に際しては、本規約（別表を含む）の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条（適用）

1. 本規約は、本プログラムの提供条件および本プログラムの利用に関する当社とアフィリエイトとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、アフィリエイトと当社との間の本プログラムの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上で掲載する本プログラム利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における本プログラムの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「プログラム利用契約」とは、本規約を契約条件として当社とアフィリエイトの間で締結される、本プログラムの利用契約を意味します。
- (2) 「アフィリエイトプログラム」とは、広告主の広告がアフィリエイトの運営するアフィリエイトサイトに掲載され、その広告効果に基づいて広告主がアフィリエイトに報酬を支払う仕組みを提供するプログラムを意味します。
- (3) 「メディア」とは、広告を掲載する媒体としての機能を有するウェブサイト、ブログ、SNS 等の一切のメディアを意味します。
- (4) 「広告主」とは、本プログラムを利用してアフィリエイトサイトに広告を出稿しようとする者を意味します。
- (5) 「広告主サイト」とは、インターネット上で、商品やサービスの宣伝・販売、会員登録や資料・カタログ・申込書請求の受付け等の電子商取引を行い、本プログラムを利用してアフィリエイトサイトに広告を出稿しているサイトを意味します。
- (6) 「アフィリエイト」とは、アフィリエイトサイトを運営し、本プログラムを利用して広告主の広告を掲載することで、エンドユーザーをアフィリエイトサイト

から広告主サイトに誘導し、成果報酬を得ようとする者を意味します。

- (7) 「アフィリエイトサイト」とは、アフィリエイトが運営し当社が登録を承認したインターネットメディアを意味します。
- (8) 「デフォルト広告」とは、広告を配信するための広告枠に広告の設定が一切なされていない場合に当社から配信される広告のことを意味し、その内容および形式は当社が別途定めるものとします。
- (9) 「広告掲載契約」とは、本プログラムの利用により、広告主とアフィリエイトとの間に成立する、広告掲載に関する契約を意味します。
- (10) 「管理画面」とは、本プログラムの一部として当社が提供し、アフィリエイトが利用できる画面で、本プログラムを利用する上で必要な情報の確認および入出力を行なえる画面を意味します。
- (11) 「CPC」とは、アフィリエイトサイトに掲載する広告がクリックされた回数に対する報酬を意味します。
- (12) 「成果」とは、エンドユーザーがアフィリエイトサイトに掲載された広告主の広告を閲覧し、当該広告から遷移した広告主サイトなどで報酬の支払対象となる条件（以下「報酬発生条件」といいます）を満たす行為の結果で、本プログラムのシステムにおいて記録されたものを意味します。
- (13) 「定額報酬」とは、アフィリエイトサイトに掲載する広告を通じて発生した注文に対して、広告主が定めた注文1件に対する一定金額の報酬を意味します。
- (14) 「定率報酬」とは、アフィリエイトサイトに掲載する広告を通じて発生した注文の売上1件の金額に広告主が定めたパーセンテージを乗じた金額の報酬を意味します。
- (15) 「エンドユーザー」とは、アフィリエイトサイト上に掲載された広告主の広告を経由して、広告主サイトを訪問するユーザーを意味します。
- (16) 「配信広告」とは、エンドユーザーの行動履歴や当社独自のロジックに基づき、配信される広告内容が順次入れ替わる配信を意味します。
- (17) 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）を意味します。

第2章 本プログラムへの登録

第3条（登録）

1. 本プログラムの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本プログラム

の利用の登録を申請することができます。

2. 当社は、当社の基準に従って、第1項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」といいます）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者のアフィリエイトとしての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
3. 前項に定める登録の完了時に、プログラム利用契約がアフィリエイトと当社間に成立し、アフィリエイトは本プログラムを本規約に従い利用できるようになります。
4. 本条に規定する登録事項が不正確もしくは虚偽であるために、アフィリエイトが不利益を被った場合、当社はその責任を負わないものとします。
5. アフィリエイトは、報酬が振り込まれる金融機関の口座には、契約者情報として登録した氏名（法人の場合は会社名）と一致する口座名義の口座を登録するものとします。
6. 当社は、当社の独自の判断により、アフィリエイトまたはアフィリエイトサイトが以下の各号のいずれかに該当すると判断したアフィリエイトに対し、本プログラムへの登録（再登録を含みます）を拒否することができるものとし、アフィリエイトは、当社の当該判断に一切の異議を申し立てないものとします。
 - (1) 法令、ガイドラインまたは公序良俗に反している場合
 - (2) 虚偽情報により登録している場合
 - (3) 制限行為能力者が個人で運営している場合。
 - (4) ねずみ講、違法なマルチ商法などの違法な事業およびそれに類する活動を行っている場合
 - (5) 他人の名誉の侵害、特定の個人や団体を誹謗中傷（当社の名誉を侵害ないし誹謗中傷する場合も含みます）している場合
 - (6) 著作権等の知的財産権、肖像権等の人格権その他法律上の権利もしくは保護に値する権利の侵害、または関連する法規に違反している場合
 - (7) 景品表示法などの法令に違反する表現を記載している場合
 - (8) アフィリエイトサイト内に広告を掲載するためのスペースやウェブページを有していない場合
 - (9) 主要なブラウザ、スマートフォン・タブレット型端末または携帯端末機種で適切に表示されない場合
 - (10) 前各号に該当するおそれがある場合
 - (11) その他当社が本プログラムにふさわしくないアフィリエイトサイトと合理的に判断した場合

第4条（登録事項の変更）

アフィリエイトは、前条の登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第3章 広告主との提携および報酬

第5条（広告掲載契約の成立と解除）

1. 広告主がアフィリエイトからの広告掲載に関する提携申込みを管理画面にて受諾することにより、アフィリエイトと広告主の間で、管理画面上で示された内容の広告掲載契約が成立するものとします。
2. アフィリエイトおよび広告主は、本条第1項に基づく広告掲載契約が成立した後であっても、自己の判断により、いつでも当該契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、広告掲載契約の当事者となるものではなく、広告掲載契約の内容または広告掲載契約に関して生じた一切の請求、紛争、損害等について責任を負わないものとします。

第6条（報酬の支払い）

1. 広告掲載契約に基づきアフィリエイトに支払われる報酬（以下「報酬」といいます）は、広告主が定めた報酬発生条件として別途提示された以下の報酬とします。
 - (1) CPCによる報酬
 - (2) 広告主により承認された（当社が広告主からの委託により代行して承認作業を行う場合を含みます）定額報酬および定率報酬の注文による報酬
 - (3) 上記以外の報酬で、広告主により別途提示され、上記報酬に加算される報酬
2. 前項第2号の報酬については、エンドユーザーが、アフィリエイトサイトに掲載された広告経由で注文を行った日の報酬発生条件（広告主の指定する取引、申込等の広告効果等）に基づいて計算されるものとします。
3. 広告主または広告主からの委託を受けた当社は、アフィリエイトへの事前の通知なく、独自の裁量により、第1項のCPC、定額報酬、定率報酬および報酬発生条件を、随時、変更することができるものとし、アフィリエイトは予めこれを了承するものとします。
4. 報酬は、アフィリエイトサイトごとに計算されるものとします。
5. アフィリエイトは、当社に対し、アフィリエイトの広告主に対する報酬の請求および受領に関する権限を付与するものとします。
6. アフィリエイトは直接広告主に報酬の請求を行うことはできないものとします。
7. アフィリエイトは、広告主がアフィリエイトへの報酬を当社に対して支払った場合、当該広告主は当該アフィリエイトに対する報酬の支払義務を免れることに

予め同意します。

8. 当社は、アフィリエイトに対し、広告主から受領した報酬を支払います。
9. 報酬は、アフィリエイトサイトごとに毎月月末（以下「締日」といいます）に計算され、広告掲載契約に基づき提携しているすべての広告主サイトからの報酬の合計額を締日の属する月の翌々月の月末（土日祝日または金融機関休業日の場合は、翌営業日）に当社からアフィリエイトが指定する金融機関口座へ支払うものとします。ただし、報酬の支払期限について別途の合意がある場合、当該合意に従うものとします。なお、アフィリエイトサイトの報酬合計額（当社の付与する契約者 ID に複数のアフィリエイトサイトが紐づいているときは、当該契約者 ID に紐づくすべてのアフィリエイトサイトの報酬合計額）が金 1,000 円に達しない場合、支払いは翌月以降へ繰り越され、以後も同様に行われるものとします。
10. 報酬としてアフィリエイトに支払われる金額は、毎月月末時点までに広告主が成果を承認し、第 8 項に基づき当社が広告主から実際に受領した金額とします。
11. デフォルト広告の掲載および成果に関しては、報酬は支払われないものとします。
12. 金融機関口座に関する届出事項に不備または虚偽があるために報酬の支払いが行えない場合、当該届出不備事項は、当該アフィリエイトが、自己責任において管理画面にて修正・変更の手続きを行うものとします。当該修正・変更の手続きが、当社による報酬支払不能の通知から、適切に 5 営業日以内に行われなかった場合、報酬は支払われないものとします。当社が振込み手続きを行った報酬が送金組戻しとなった場合の組戻手数料その他の費用（消費税を含みます）は、アフィリエイトが負担するものとします。
13. 当社は、エンドユーザーによる広告主サイトの訪問状況等を識別するために、端末の種類に応じた識別技術（以下「識別技術」といいます）を使用しており、当該識別技術によって識別され、第 10 項に基づき広告主により承認された成果のみが第 1 項の報酬の支払対象となります。
14. 第 10 項の規定にかかわらず、以下の各号（別表にてその具体例を記す。）に該当する事由が疑われる場合、当社は当該事由に係る報酬を含めた全ての支払いを留保することができます。この場合、アフィリエイトが自ら当該事由に該当しないことを証明し、広告主が成果を承認しない限り、当社は全ての報酬について支払う義務を負わないものとします。なお、本項に基づき支払いを停止した報酬には利息を付さないものとします。
 - (1) 識別技術のシステムエラー等で成果にかかるエンドユーザーの情報を当社または広告主が取得できない場合
 - (2) アフィリエイトが虚偽又はいたずらにより成果を得ようとした場合
 - (3) 広告主がエンドユーザーに電話、メール等で一切連絡をとることができない場合

- (4) エンドユーザーが広告主のサービスを過去に利用したことがある場合
 - (5) エンドユーザーが第 24 条第 1 項第 1 号に規定する反社会的勢力と判断される場合
 - (6) アフィリエイト本人やその家族、知人による成果と認められる場合
 - (7) アフィリエイトが本プログラム上想定されていない手段を用いて意図的に成果を得ようとした場合
 - (8) CPC 形式を採用する場合において、アフィリエイトリンクや広告へのクリックが当社にて不正（アフィリエイト自身又はその家族、知人によるクリックや、スクリプト、ボット、各種ツールの使用によるクリック等、ユーザーの自由意思による自然なクリックとは認められない場合をいいます。）クリック又はその可能性があるとして判断した場合
 - (9) 前各号のほか、広告掲載契約により成果否認事由とされている事情が認められる場合
15. 広告主が本プログラムを使用することにより発生する料金に関し、広告主から当社への支払いが遅滞した場合、当社は、広告主の本プログラムの利用を停止する場合があります。アフィリエイトは、当社が広告主に対し、本プログラムの利用を停止している期間中は、本条第 1 項の定めに関わらず、報酬が発生しない場合があることに予め同意するものとします。

第7条（アフィリエイトサイトの登録解除後の清算）

1. アフィリエイトサイトの登録が解除された後であっても、広告主により成果が承認される場合があります。この場合において、アフィリエイトサイトごとに計算された報酬の合計額が金 1,000 円に達した場合、当該達した日の属する月の翌々月末に、当該報酬の合計額が支払われるものとします。
2. アフィリエイトサイトの登録が解除された後 1 年経過した時点で、金 1,000 円に満たず未払いとなっている報酬については、報酬請求権の消滅によりアフィリエイトに支払われないものとします。
3. アフィリエイトサイトの登録が解除された原因が、本規約への違反による場合、未払いとなっている報酬および登録解除後に発生した報酬については、報酬請求権の消滅によりアフィリエイトに支払われないものとします。

第 4 章 広告の掲載

第8条（管理者責任）

1. アフィリエイトは、自己の責任において常に自己のアフィリエイトサイトを適切な状態に保つように、善良なる管理者の注意をもって、管理する義務を負うものと

します。アフィリエイトは、自己のアフィリエイトサイトを通して違法行為や公序良俗に反する行為を行わず、また、第三者をしてそのような行為が行われないようにする義務を負うものとします。

2. アフィリエイトは、アフィリエイトサイトを利用するユーザーが、広告を不正に表示およびクリックを発生させる行為、広告を通じて虚偽の注文や登録等の不正行為を発生させないように、善良なる管理者の注意をもって、アフィリエイトサイトを管理する義務を負うものとします。
3. アフィリエイトは、自己の責任において管理画面のログイン ID およびパスワードを管理するものとし、第三者への開示、譲渡、貸与、売買、第三者のための利用およびツールを利用したログインなどの行為を行ってはならないものとします。
4. アフィリエイトは、不適切なログイン ID およびパスワードの管理により、当該ログイン ID およびパスワードが第三者に不正利用されたことにより発生した結果に関し、自己の責任において解決するものとし、当社に一切の損害を与えないものとします。
5. アフィリエイトは、自己のログイン ID およびパスワードが不正に利用されたと認知した場合、遅滞なく当社に連絡するものとします。
6. アフィリエイトが本条に違反したあるいは違反した蓋然性が高いと当社が判断した場合には、当社はアフィリエイトへの通知なくして、本プログラムの提供の停止またはプログラム利用契約の解除をする場合があります。
7. アフィリエイトは、本プログラムを利用することにより、広告を実施する場合は、広告の表示において「広告」「宣伝」「プロモーション」「PR」等の表記をわかりやすく行うこと等により、その表示が広告主の広告表示であることが一般消費者にとって明瞭になるようにするものとする。
8. 当社がアフィリエイトによる本条および次条の義務違反のおそれがあると判断した場合、当社は、アフィリエイトに対してサーバーのログファイルその他アフィリエイトによる本プログラムを利用した広告の実施状況が確認できる資料の提出を求めることができるものとし、アフィリエイトは速やかにこれに応じるものとする。

第9条（禁止行為）

アフィリエイトは、本プログラムを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。アフィリエイトが本条に違反した場合、当社は、アフィリエイトに対する事前の通知なくして、アフィリエイトサイトの登録を解除し、プログラム利用契約を解除し、広告の配信を停止し、報酬の全部または一部の支払いを留保する等の必要な措置を講じることができるものとします。当社の当該措置によりアフィリエイトに生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとし

ます。

- (1) 保険商品に関する情報（保険業法に定める保険業に関連する情報、保険商品に関する情報（保険商品の名称のみを記載する場合を除く）、保険に関する知識・情報、保険代理店を紹介する情報等を含むがこれらに限られない）を、当社の事前の書面による承諾なく掲載する行為
- (2) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社、本プログラムの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 当社、本プログラムの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (6) 本プログラムまたはアフィリエイトサイトを通じ、以下に該当し、または該当すると当社が判断する情報を当社または本プログラムの他の利用者に送信すること
 - ・過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
 - ・コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
 - ・当社、本プログラムの他の利用者またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
 - ・当社及びその関係会社の利益獲得を阻害すべき表現を含む情報
 - ・過度にわいせつな表現を含む情報
 - ・差別を助長する表現を含む情報
 - ・自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ・薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ・反社会的な表現を含む情報
 - ・チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
 - ・他人に不快感を与える表現を含む情報
 - ・客観的事実に基づかず特定の事物についての、優位性若しくは劣位性または唯一性表現を含む情報
 - ・将来における変動が不確定な事項について、断定的判断を提供し若しくは保証する表現を含む情報
- (7) 本プログラムのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (8) 当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- (9) 本プログラムの運営を妨害するおそれのある行為
- (10) 当社のネットワークまたはシステム等への不正アクセス

- (11) 第三者に成りすます行為
- (12) 本プログラムの広告表示用の HTML ソースならびにアフィリエイトサイト ID、広告 ID のコードならびに広告に利用する画像および文言（以下総称して「広告コード等」といいます）等を無断で改変する行為
- (13) 本プログラムの広告表示に影響を及ぼす可能性のあるスクリプトを記述し、または、そのようなスクリプトの記述のあるページへ当該広告の HTML ソースおよびコードを掲載する行為
- (14) 本プログラムの広告表示用の広告コード等を以下の場所に掲載する、または取り扱う商品が金融分野（保険、証券、預金その他有価証券をいう）の場合に、第三者をして掲載させる行為
 - ア. 広告主と広告掲載契約を締結したアフィリエイトサイト以外のメディア
 - イ. ブラウザまたはメールソフトで閲覧できるメールマガジン、メーリングリストおよび電子メール類※ただし、事前に当社および広告主が承諾した場合は、この限りではありません。
- (15) 報酬を目的として広告のクリック行為や広告主サイトでの商品等の購入を強要・嘆願する表現、または閲覧者に誤解を与えるような表現をアフィリエイトサイトおよびそれ以外のメディアに記述する行為
- (16) 広告の表示を不正に行ったり、広告のクリックを不正に誘発させたり、クリック報酬が設定された広告に対して自ら関与して連続かつ大量のクリックを行ったり、自身の広告リンクを通じて虚偽の注文や登録など行う行為等、不当に報酬を得ようとする行為。または、当社にそのように見なされる行為
- (17) 当社の書面による事前の同意なしに、広告主に対して広告掲載等に関する個別の契約の締結を直接に勧誘、強要等する行為。ただし、以下に該当する広告主については、アフィリエイトターが広告掲載等に関する個別の契約を締結できるものとします。
 - ア. 当該アフィリエイトターの紹介によって、本プログラムの広告主となった広告主
 - イ. 本プログラムに登録する以前からアフィリエイトターと契約関係のある広告主
- (18) 本プログラムに関して発生した報酬を原資として、アフィリエイトサイトのユーザーに対し、利益を付与する行為。ただし、当社が当該付与を事前に書面により承諾した場合は、この限りではありません。
- (19) 当社の同意なしに、アフィリエイトサイトを本プログラム登録時の内容から大幅に変更する行為
- (20) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第10条 (記事広告に関する注意事項)

1. アフィリエイトは、広告主の商品やサービスに関する記事を掲載する場合は自らの自由な意思に基づき掲載を行うものとし、広告主から、意図的に広告主の商品やサービスを賞賛する目的で、広告主が指定した内容の記事を書くよう依頼があった場合でも、これに応じてはなりません。
2. アフィリエイトは、ランキング形式の記事を掲載する場合は、合理的比較基準ならびに客観的に提示可能な資料等に基づき掲載順位を決定するものとし、広告主を含む第三者から根拠のない意図的な掲載順位の指定があった場合でも、これに応じないものとしします。

第11条 (配信広告の変更)

1. アフィリエイトは、広告主が事前の告知なしに配信広告の内容を変更することに同意するものとしします。
2. アフィリエイトは、広告の掲載期間が終了した場合、その広告の掲載場所にデフォルト広告が配信される場合があることに同意するものとしします。

第12条 (広告掲載期間終了に関する措置)

1. アフィリエイトは、広告の掲載期間が終了した場合には、アフィリエイトサイトに掲載されている当該広告の HTML ソースおよびコード、もしくは広告に利用する画像および文言などの掲載を遅滞無く中止しなければならないものとしします。
2. アフィリエイトは、広告の掲載期間が終了した場合には、広告主がアフィリエイトへの事前の通知なしに、当該広告主の広告のリンクを停止する場合があることを了承するものとしします。
3. アフィリエイトは、広告の掲載期間が終了した場合には、当該広告の周辺に掲載した広告の内容に関わる説明文を削除するものとしします。

第5章 本プログラムの運営

第13条 (アフィリエイトへの連絡と通知)

アフィリエイトは、適切かつ効果的に本プログラムを運用するために当社がアフィリエイトに通知または連絡する必要があると判断した場合、当社および広告主からの連絡と通知を電子メールおよびその他の方法で受け取ることに同意するものとしします。

第14条 (監視行為)

1. 当社は、独自の裁量により、アフィリエイトが本規約に則り適切に本プログラムを利用しているか、また、本規約に反する行為や不正がないかを監視することができるものとし、アフィリエイトはこれに同意します。本条の監視行為は、当社の独自の裁量により行われるものであり、当社の義務を構成するものではありません。
2. 当社は、前項の監視行為により、本規約に反する不正行為を行っている、または行っている蓋然性が高いと判断したアフィリエイトに対して、アフィリエイトサイトの登録を解除し、プログラム利用契約を解除し、広告の配信を停止し、報酬の全部または一部の支払いを留保する等の必要な措置を講じることができるものとします。アフィリエイトは、これに対して一切の異議を申し立てないものとします。
3. 当社は、悪質な不正行為を認知した場合、当該不正行為を行った蓋然性が高いと思われるアフィリエイトを刑事告発することができるものとします。当該不正行為に関して広告主および第三者が当該アフィリエイトに対して損害賠償請求を行う場合、当社は、当該広告主および第三者への情報提供に協力する場合があります。アフィリエイトは、これに対して一切の異議を申し立てないものとします。

第15条 （運営委託）

当社は、本プログラムの全部または一部の運営作業を第三者に委託することができるものとします。

第16条 （本プログラムの中断、停止）

1. 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合、アフィリエイトに事前に通知することなく、独自の裁量により、本プログラムの一部もしくは全部を一時中断、または停止することができるものとし、これにより、アフィリエイトまたは第三者が被ったいかなる不利益、損害についても、その理由のいかんを問わず一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本プログラムに関する通信環境の障害、天災、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動、戦争、テロ行為など、またはそれらに関連する要因により、本プログラムの全部または一部の利用不能もしくは機能の不全が発生した場合
 - (2) システム上の不具合、ならびに第三者によるハッキング、クラッキングなどの本プログラムに対する一切の妨害行為に起因し、またはそれに類する事情が原因となり本プログラムの全部または一部の利用不能もしくは機能の不全が発生した場合
 - (3) 当社の独自の判断により、本プログラムの運営を停止する場合

第17条 （本プログラムの非保証）

1. 当社は、本プログラムの利用に基づくアフィリエイトの報酬の獲得について、いかなる保証も行わないものではありません。
2. 当社は、本プログラムがアフィリエイトの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、アフィリエイトによる本プログラムの利用がアフィリエイトに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、本プログラムを継続的に利用できること、および本プログラム（識別技術のシステム等を含みます）にエラー、欠陥、不具合等が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではありません。
3. 本プログラムに関連してアフィリエイトと広告主、他のアフィリエイトまたは第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、アフィリエイトが自己の責任によって解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第18条 （損害の免責）

1. 当社は、本プログラムの利用により発生したアフィリエイトの損害（識別技術のシステムエラー等によりエンドユーザーの情報を当社および広告主が取得できず、成果を確認できないことによる損害を含みますがこれに限られません）については、一切の賠償の責を負わないものとします。ただし、損害発生の原因となる事由に関して、当社の故意または重過失に起因する場合は除きます。
2. 当社は、本プログラムに関してアフィリエイトが被った損害につき、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
3. アフィリエイトが本プログラムを利用することにより広告主を含む第三者に対して損害を与えた場合、アフィリエイトは自己の責任により解決するものとし、当社には一切の損害を与えないものとします。

第19条 （機密保持）

1. アフィリエイトは、本プログラムに関連して得た当社および広告主の技術上、販売上、業務上その他秘密とみなされるべき情報を、当社の事前の書面による承諾なしに第三者へ漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実と判断されるものに関してはこの限りではありません。
2. 本条の効力は、プログラム利用契約が終了した後も有効に存続するものとします。

第20条 （個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本プログラムを通じて取得するアフィリエイトの個人情報に関して、「個人情報の保護に関する法律」、その他の個人情報保護に関する法令、関係各省庁より出される個人情報保護に関連する各種ガイドライン等に基づき取り扱うもの

とします。

2. 本条の定めるところにかかわらず、裁判所もしくは警察その他行政機関の命令・捜査等があった場合または裁判所・警察その他行政機関に対し訴訟その他の手続上、当社は必要な範囲において情報開示を行う場合があります。

第21条（著作権等の知的財産権）

1. アフィリエイターは、本プログラムのシステム、本プログラムにかかわるコンテンツなどの著作権およびその他の関連知的財産権がすべて当社に帰属することを確認するものとします。
2. アフィリエイターは、本プログラムの利用期間において、本プログラム利用の目的の範囲内のみでの本プログラムの使用权を付与されることを確認するものとします。
3. アフィリエイターは、取り扱う商品が金融分野（保険、証券、預金その他有価証券をいう）の場合には、事前に当社の書面による承諾を得たうえで当社の指定する方法による場合を除き、本プログラムの使用权につき再使用权を設定し、第三者に譲渡、もしくは担保に供してはならないものとします。

第6章 本プログラムの終了

第22条（アフィリエイトサイトの登録解除）

1. アフィリエイターは、個々のアフィリエイトサイトに関し、当社が別途定める手続を行うことにより、本プログラムの利用を停止し、登録を解除することができるものとします。
2. アフィリエイターに関し、本プログラムに登録されている全てのアフィリエイトサイトの登録が解除された場合、当社との間におけるプログラム利用契約が解約されたものとします。
3. 当社は、30日前の通知をもって、いつでもアフィリエイトサイトの登録を解除することが出来るものとします。
4. 当社は、アフィリエイトサイトが次の各号のいずれかの事由に該当したと判断した場合、何ら事前の予告および催告なしにアフィリエイトサイトとしての登録を解除し、本プログラムの利用を停止することができるものとします。
 - (1) アフィリエイターまたはアフィリエイトサイトが本規約に違反したとき
 - (2) 連続して1年以上管理画面にログインしない、または広告が一度も配信されていない、もしくは広告が一度もクリックされていないと当社が判断したとき
5. 本規約に違反し、登録を解除されたアフィリエイトサイトおよびアフィリエイターは、本プログラムに再度登録できない場合があるものとします。

第23条 (プログラム利用契約の解約・解除)

1. アフィリエイトは、当社が別途定める手続きを行うことにより、本プログラムの利用を停止し、プログラム利用契約を解約することができます。
2. 当社は、アフィリエイトに対して 30 日前までに書面または電子メールにて通知を行うことにより、プログラム利用契約を解約することができるものとします。ただし、アフィリエイトに以下のいずれかの事由が発生した場合は、何ら事前の予告および催告なしにプログラム利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) アフィリエイトまたはアフィリエイトサイトが法令に違反し、またはそのおそれがあると判明した場合
 - (2) アフィリエイトまたはアフィリエイトサイトが本規約の一つにでも違反した場合
 - (3) アフィリエイトについて、仮差押、差押もしくは競売の申請、または破産、民事再生もしくは会社更生手続開始の申立があり、または清算手続きなどの法的整理が開始された場合
 - (4) アフィリエイトが租税公課を滞納して、保全差押を受けた場合
 - (5) アフィリエイトについて手形交換所の取引停止処分があった場合
3. 当社は、本規約ならびに本規約に付随する規約、規則およびガイドライン等に違反したアフィリエイト、および本条第 2 項各号に該当したアフィリエイトに対して、報酬の支払いを一切拒否する権利を有するほか、アフィリエイトとのプログラム利用契約の解除および個々のアフィリエイトサイトの登録解除を事前の通知なしに行う権利を有するものとします。
4. 前項の事由により当社とアフィリエイトとの契約が解除された場合、当社は、当該アフィリエイトに契約解除時まで支払った全ての報酬と同額の請求を行うことができるものとし、また、当該契約解除に関わる全ての費用（人件費、交通費、訴訟などの裁判手続きを行った場合はその費用、弁護士費用などを含みますが、それに限定されません）を当該アフィリエイトに請求できるものとします。

第 7 章 一般条項

第24条 (反社会的勢力の排除)

1. アフィリエイトは、当社に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明および保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」

といたします)

- (2) 反社会的勢力が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 自己またはその役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. アフィリエイトは、当社または広告主等の第三者に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) 自身が反社会的勢力である、またはその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号のいずれかに準ずる行為
3. 当社は、アフィリエイトが第1項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の表明保証および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、アフィリエイトに対する何らの通知、催告等を要せず、アフィリエイトサイトの登録を解除し、プログラム利用契約を解除し、広告の配信を停止し、報酬の全部または一部の支払いを留保する等の措置を講じることができるものとします。また、当社は、アフィリエイトに対し、かかる違反または虚偽申告により被った損害の賠償を請求することができるものとします。
4. アフィリエイトは、前項により生じた損害について当社に何ら請求できないことに同意します。

第25条 (本規約等の変更)

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、あらかじめ変更後の本規約の施行時期および内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、またはアフィリエイトに通知します。ただし、法令上アフィリエイトの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でアフィリエイトの同意を得るものとします。

第26条 (連絡／通知)

1. 本プログラムに関する問い合わせその他アフィリエイトから当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社からアフィリエイトに対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、アフィリエイトは当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第27条 (プログラム利用契約上の地位の譲渡等)

1. アフィリエイトは、当社の書面による事前の承諾なく、プログラム利用契約上または本規約上の地位、プログラム利用契約または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本プログラムにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いプログラム利用契約上または本規約上の地位、プログラム利用契約または本規約に基づく権利および義務ならびにアフィリエイトの登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、アフィリエイトは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第28条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第29条 (準拠法および管轄裁判所)

1. 本規約およびプログラム利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約またはプログラム利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2021年4月16日制定】

【2024年4月12日第2版】

【2024年5月28日第3版】

【2024年10月25日第4版】

【2025年3月17日第5版】

別表

本規約第9条(禁止行為)に定める、当社が登録を解除し、プログラム利用契約を解除し、広告の配信を停止し、報酬の全部または一部の支払いを留保することができる場合の具体例として、以下を例示する。

なお、第23条(プログラム利用契約の解約・解除)第4項に基づき、当社が支払った全ての報酬と同額を返還し、かつ、解除に関わる全ての費用を当該アフィリエイターが賠償しなければならないものとする。

条項号	具体例
第9条(1)	保険商品に関する情報(保険業法に定める保険業に関連する情報、保険商品に関する情報(保険商品の名称のみを記載する場合を除く)、保険に関する知識・情報、保険代理店を紹介する情報等を含むがこれらに限られない)を、当社の事前の書面による承諾なく掲載する行為によりユーザーを集める行為 例：特定の保険会社の風評、悪評を喧伝すること 保険商品の保険給付や将来の利率について断定的な表現をすること
同条(15)	報酬を目的として広告のクリック行為や広告主サイトでの商品等の購入を強要・嘆願する表現、または閲覧者に誤解を与えるような表現をアフィリエイトサイトおよびそれ以外のメディアに記述する行為 例：SNSグループチャット内でユーザーに対して、モニター行為や覆面調査の依頼をすること、またはその方法や手順について解説すること
同条(18)	本プログラムに関して発生した報酬を原資として、アフィリエイトサイトのユーザーに対し、利益を付与する行為。 例：SNS等コミュニティで集めたユーザーに対して「クリック行為や購入をしたら電子マネーを5000円分付与」と伝えてユーザーを集めること 例：現金や電子マネー・経済的な対価を条件にモニターやクラウドソーシングを利用する行為

【2024年10月25日別表制定】